

一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ
<http://www.totori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ
<http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会
 鳥取市若葉台南1-17
 TEL(0857) 52-7300 FAX 52-7311

編集責任者 村澤 幸二

第12次労働災害防止計画の推進状況について

鳥取労働局では、昭和33年以来、これまで数次にわたって労働災害防止推進計画を策定し、これに基づき種々の対策を推進してきました。

現在、平成25年度を初年度とする第12次労働災害防止推進計画(以下、「12次防計画」という。)に取り組んでおり、平成29年度が、その最終年となります。

12次防計画では、計画の目標を掲げるとともに、重点業種及び健康確保・職業性疾患について重点化を図り、それぞれ目標を掲げています。

計画の目標として、「労働災害による死亡者の数を12次防計画期間中において第11次労働災害防止推進計画(以下、「11次防計画」という。)期間中の死亡者数と比して15%以上減少させる」、「労働災害による死傷者数を平成24年と比して15%以上減少させる」を掲げていましたが、平成30年1月末現在において、11次防計画期間中の死亡者数34人に対し12次防計画期間中の死亡者数は16人であり、52.9%の減少となっています。

しかしながら、平成24年の全産業の死傷者数467件に対して平成29年の死傷者数は493件(平成30年1月末現在速報値)であり、5.6%の増加となっています。

なお、11次防計画期間中の全産業における死傷者数は2,452件であり、12次防計画期間中では2,376件となり、期間中の総数にあつては3.1%の減少となっています。

重点業種については、「第三次産業」、「林業」、「陸上貨物運送事業」、「製造業」及び「建設業」について目標を掲げており、健康確保・職業性疾患については「メンタルヘルス対策」、及び「腰痛」について目標を掲げています。

「第三次産業」では「小売業」、「社会福祉施設」及び「飲食店」について目標を掲げており、「小売業」では「平成24年と比して20%以上減少させる」、「社会福祉施設」では「同10%以上減少させる」、「飲食店」では「同25%以上減少させる」と定めましたが、「小売業」の平成24年における死傷者数は48件であり、これに対して平成29年の死傷者数は62件で、29.2%の増加、「社会福祉施設」では28件に対し42件で、50%の増加、「飲食店」では9件に対し16件で、77.8%の増加と、いずれも大幅な増加となっています。

「林業」では「平成24年と比して15%以上減少させる」と目標を掲げ、平成24年における死傷者数の34件に対して平成29年の死傷者数は16件で、52.9%の減少となっています。

「陸上貨物運送事業」では「平成24年と比して15%以上減少させる」と目標を掲げ、平成24年における死傷者数の39件に対して平成29年の死傷者数は50件で、28.2%の増加となっています。

「製造業」では「平成24年と比して15%以上減少させる」と目標を掲げ、平成24年における死傷者数の102件に対して平成29年の死傷者数は93件で、8.8%の減少となっています。

「建設業」では、「12次防計画期間中の死亡者数を7人以下とする」と目標を掲げて取り組んだ結果、同期間中の死亡者数は7人で同数となりました。

なお、「建設業」の平成24年における死傷者数の78件に対して平成29年の死傷者数は94件で、20.5%の増加となっています。

「メンタルヘルス対策」では、「対策に取り組んでいる労働者30人以上の事業場の割合を80%以上とする」と定めましたが、平成29年に30人以上の事業場へアンケート調査を実施した結果、メンタルヘルス対策を実施したと回答した事業場の割合は86.3%となっています。

「腰痛」では、「社会福祉施設の腰痛を含む死傷者数を10%以上減少させる」と目標を掲げ、平成24年における死傷者数の18件に対して平成29年の死傷者数は12件で、33.3%の減少となっています。

なお、「社会福祉施設」にあつては、3件に対し5件で、66.7%の増加となっています。

以上のとおり12次防計画に取り組んできましたが、現時点において、大部分が目標の達成が困難な状況にあります。

12次防計画が目指す社会は、「働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれることは、本来あってはならない」という理念の下、全ての関係者(国、労働災害防止団体、労働者を使用する事業者、作業を行う労働者など)が、この意識を共有し、安全や健康のためのコストは必要不可欠であることを正しく理解し、それぞれが責任ある行動を取ることにより、「誰もが安心して健康に働くことができる社会」です。

これは12次防計画が終了したとしても、引き続き目指すべき社会であると言えます。

来年度には、次期災害防止推進計画の策定が計画されており、労働災害防止活動への皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

平成29年の労働災害発生状況(平成30年1月末現在集計速報値)について

平成29年の鳥取県内における労働災害の発生状況は、平成30年1月末現在集計で493件(内、死亡者4名)となっており、昨年同時期に対し49件の増加(死亡者は3名増加)となっています。

特に、「建設業」が23件、「卸・小売業」が18件、「保健衛生業」が16件と、大幅に増加しています。

一方減少しているのが、「通信業・金融業等」で△14件となっています。

事故の型別に発生状況を見ると、「転倒」災害が一番多く

131件(全体の26.6%を占める)となっており、次いで「墜落・転落」災害が109件(同22.1%)、「はさまれ・巻き込まれ」災害が64件(13.0%)、「動作の反動・無理な動作」災害が38件(7.7%)、「切れ・こすれ」「交通事故(道路)」災害がそれぞれ26件(5.3%)となっています。

昨年同時期に対し、「転倒」災害が26件増加(小売業で19件、医療保険業・社会福祉施設でそれぞれ5件、清掃業で4件増加)、「墜落・転落」災害が27件の増加(建築工事業で18件増加)、「はさまれ・巻き込まれ」災害が18件増加(食

(次頁につづく)

(前頁のにつづき)

料品製造業・土木工事業でそれぞれ6件、金属製品製造業で5件増加し、「交通事故(道路)」災害が15件減少(通信業で9件減少、金融広告業で5件減少、小売業で4件減少)、「飛来・落下」災害が7件減少(林業で4件減少、建築工事業で2件減少)しています。

「卸・小売業」の災害の発生件数74件で事業場規模別に見てみると、30人未満の事業場が47件と全体の63.5%を占めており、次いで30人から49人の規模が9件(同12.2%)、50人以上の規模が18件(同24.3%)であり、小規模事業場での災害発生が多くなっています。

被災者の年齢別で見ると、50歳以上の年齢の高い層の災害が46件(60歳代が一番多く32件)と全体の62.2%を占めており、次いで40歳代が14件(同18.9%)、30歳代が8件(同10.8%)、20歳代が6件(同8.1%)となっています。

「商業」における「転倒」災害は34件発生しており、被災者の年齢別で見ると、50歳以上の年齢の高い層の災害が27件と全体の79.4%を占めており、休業見込日数別では1月以上の重篤となった災害が23件と全体の67.6%を占め、災害の結果骨折した災害が27件と全体の79.4%を占めています。

また、通路や階段など移動中に滑った等で転倒した災害が20件で全体の58.8%を占め、用具や荷物などにつまずく等により転倒した災害が12件で全体の35.3%を占めています。

「建設業」の災害の発生件数94件で土木工事での災害が32件で全体の34.0%を占め、次いで木造家屋建築工事での災害が25件(同26.6%)、鉄骨・鉄筋コンクリート造建築工事での災害が16件(同17.0%)、その他の建築工事での災害が11件(同11.7%)、その他の建設業での災害が10件(同10.6%)となっています。

「建設業」における「墜落・転落」災害は45件発生しており、木造家屋建築工事での災害が14件で全体の31.1%を占め、次いで土木工事での災害が12件(同26.7%)、鉄骨・鉄筋コンクリート造建築工事での災害が10件(同22.2%)などとなっており、木造家屋建築工事での災害の6割強が補修・リフォーム工事における災害となっています。

「墜落・転落」災害は屋根・脚立か落下した災害がそれぞれ7件と全体の15.6%を占め、次いで足場から落下した災害が6件(同13.3%)はしご・トラックから落下した災害が5件(同11.1%)などとなっています。

被災者の年齢別で見ると、50歳以上の年齢の高い層の災害が24件(50歳代が一番多く14件)と全体の53.3%を占めており、次いで30歳代が12件(同26.7%)、40歳代が9件(同20%)となっています。

被災者の経験年数別で見ると、10年以上のベテラン労働者の被災が30件と一番多く、全体の66.7%を占めており、3年以上10年未満の中堅労働者の災害が7件(同15.6%)、1年以上3年未満の労働者の災害が5件(同11.1%)、1年未満の初心者労働者の災害が3件(同6.7%)となっています。

「保健衛生業」のうち災害の多い「社会福祉施設」の発生件数は42件で被災者の年齢別で見ると、50歳以上の年齢の高い層の災害が25件(50歳代が一番多く14件)と全体の59.5%を占めており、次いで30歳代、40歳代がそれぞれ8件(同19.0%)、20歳代が1件(同2.4%)となっています。

被災者の経験年数別で見ると、3年以上10年未満の中堅労働者の災害が16件と一番多く、全体の38.1%を占めており、次いで10年以上のベテラン労働者の災害が12件(同28.6%)、1年以上3年未満の労働者の災害が11件(同26.2%)、1年未満の初心者労働者の災害が3件(同7.1%)となっています。

「社会福祉施設」における「転倒」災害は17件発生しており、移動中に足を滑らせた災害が8件(そのほとんどが、凍

結・雪・雨などで滑りやすい状態にあつて転倒)、移動中に足が引っ掛かったりつまずいて被災した災害が4件、作業中に足が引っ掛かったりつまずいて被災した災害が3件などとなっています。

被災者の年齢別で見ると、50歳以上の年齢の高い層の災害が12件(50歳代が一番多く7件)と全体の70.6%を占めており、次いで30歳代が3件(同17.6%)、40歳代が2件(同11.8%)となっています。

休業見込日数別では1月以上の重篤となった災害が9件と全体の52.9%を占め、次いで2週間以上1月未満の災害が5件(同29.4%)、4日以上2週間未満の災害が3件(同17.6%)となっており、災害の結果骨折した災害が14件と全体の82.4%を占めています。

「社会福祉施設」における「動作の反動、無理な動作」災害は11件発生しており、利用者を車いすから移動させる際の介助作業中の災害が6件発生しており、全体の54.5%を占めており、人の動作によってつまずいたりして体を捻り被災した災害が4件(同36.4%)などとなっています。

労働災害は、足場の設置など墜落防止措置を講じていない、機械の刃部がむき出しになっているなど「不安全な状態」と定められたルールを守らない、安全装置を外してしまうなど「不安全な行動」が組み合わさって発生すると言われています。

こうした災害を防止していくためには、事前に危険の芽を摘み取る(設備面や行動面について)ことが重要であり、そのため、リスクアセスメントや安全点検、5S活動、危険予知訓練、安全衛生教育(初任時、能力向上教育)の実施などの安全衛生活動を実施、活発化していただくようお願いいたします。

見える化を図ることで、職場に潜む危険を可視化することができ、職場内で危険・有害情報等の共有が図れますので、これを推進するための「安全「見える化」とっとり運動」の取組を進めて下さい。

人間尊重の理念に基づき、組織と個人が「安全」を最優先する気風や気質を育て、社内全員で安全を尊重した取組が続けられ、定着して社風となれば、その会社には「安全文化」が築かれているといえます。

労働災害を撲滅していくうえには、安全な文化を育てていくことは重要なことといえますので、是非、皆様の社内で「安全文化」の構築を目指して、「安全最優先、安全の先取り」の取組を進めていただきますよう、よろしく申し上げます。

「女性の活躍推進企業データベース」がスマートフォン版になりました 就活生や消費者、投資家にアピールするチャンスです

厚生労働省では、各企業の女性活躍推進法に基づく行動計画や情報公表を掲載するツールとして「女性の活躍推進企業データベース」を運営しています。

これに掲載する項目は、女性労働者の割合、採用者に占める女性の割合、平均勤続年数、育児休業取得率、月平均残業時間、年次有給休暇取得率、女性管理職の割合などであり、取組状況を、求職者(就活生)、消費者等にアピールすることができ、企業のイメージアップや、採用活動におけるアピールポイントとして、優秀な人材の採用につながるメリットがあります。

この「女性の活躍推進企業データベース」が、平成29年12月から、スマートフォン版になりました。これにより、就活生をはじめとした求職者のアクセスが多数見込まれます。学生や投資家をはじめ広く自社の取組をアピールできるチャンスが増えますので、ぜひ登録・公表をお願いします。

女性活躍 データベース 検索

平成30年度各種技能講習等実施計画

技能講習(受講料は消費税、テキスト代を含みます。)

区分	玉掛け (1t以上のクレーン等の玉掛け) (学科2~1.5日・実技1日) 受講料23,245~21,085円	ガス溶接 (学科1日・実技1日) 受講料11,664円	フォークリフト運転 (最大荷重1t以上) (学科1日・実技3日) 受講料31,860円	小型移動式クレーン運転 (つり上げ荷重5t未満) (学科2~1.5日・実技1日) 受講料25,405~22,165円	床上操作式クレーン運転 (つり上げ荷重5t以上) (学科2~1.5日・実技1日) 受講料25,405~22,165円
案内	3月上旬(①②③④) 6月上旬(⑤⑥⑦⑧⑨)	3月上旬(①②③)	3月上旬(①②③④⑤) 6月上旬(⑥⑦⑧⑨)	3月上旬(①②③④)	3月上旬
4月	①鳥:学科4(水)、5(木) 実技6(金)~14(土) ②米:学科18(水)、19(木) 実技26(木)~5/2(水)		①倉:学科9(月) 実技11(月)~23(月) ②米:学科25(水) 実技26(木)~5/19(土)		
5月	③倉:学科7(月)、8(火) 実技9(水)~14(月) ④米:学科16(水)、17(木) 実技18(金)~26(土)		③米:学科21(月) 実技22(火)~6/7(木)	①鳥:学科28(月)、29(火) 実技30(水)~6/9(土)	
6月			④鳥:学科13(水) 実技14(木)~7/2(月)	②米:学科18(月)、19(火) 実技20(水)~30(土)	
7月	⑤倉:学科5(木)、6(金) 実技9(月)~11(水)	①米:学科24(火) 実技8/3(金)~8/8(水) (学生含む)	⑤米:学科3(火) 実技4(水)~23(月)		米:学科30(月)、31(火) 実技8/1(水)~11(土)
8月	⑥鳥:学科30(木)、31(金) 実技9/3(月)~7(金)	②鳥:学科17(金) 実技20(月)~24(金) (学生含む)			
9月				③倉:学科18(火)、19(水) 実技20(木)~10/2(火)	
10月	⑦米:学科9(火)、10(水) 実技11(木)~19(金) ⑧倉:学科29(月)、30(火) 実技31(水)~11/6(火)		⑥鳥:学科1(月) 実技3(水)~25(木) ⑦倉:学科26(金) 実技30(火)~11/12(月)		
11月			⑧米:学科26(月) 実技27(火)~12/15(土)	④米:学科8(木)、9(金) 実技15(木)~24(土)	
12月		③倉:学科14(金)(学生含む) 実技17(月)~19(水)			
H30	⑨米:学科1/7(月)、8(火) 実技1/9(水)~11(金)		⑨米:学科1/25(金) 実技1/29(火)~2/8(金)		

作業主任者技能講習(受講料は消費税、テキスト代を含みます。)

区分	酸素欠乏・硫化水素危険 (学科2日・実技1日) 受講料16,200円	有機溶剤 (学科2日) 受講料12,744円	特定化学物質・四洲鉛鉛等 (学科2日) 受講料12,744円	石綿 (学科2日) 受講料12,744円	乾燥設備 (学科2日) 受講料12,312円	プレス機械 (学科2日) 受講料12,312円
案内	3月上旬(①)・7月上旬(②)	3月上旬(①②)	3月上旬(①②)	3月上旬	3月上旬	3月上旬
月日	①倉:学科4/16(月)、17(火) 実技20(金)~24(火)	①鳥:学科7/17(火)、18(水)	①米:学科6/11(月)、12(火)	倉:学科12/11(火)、12(水)	倉:学科1/28(月)、29(火)	倉:学科8/27(月)、28(火)
	②倉:学科9/10(月)、11(火) 実技12(水)~14(金)	②米:学科11/12(月)、13(火)	②鳥:学科10/22(月)、23(火)			

※実施日の鳥、倉、米はそれぞれ鳥取市内、倉吉市内、米子市内で実施することを示します。

※日程、会場等変更する場合がありますので、当協会ホームページ(<http://www.totori-rouki.or.jp/>)等で確認してください。

免許試験準備講習・実技教習

鳥取地区免許試験

第1種・第2種衛生管理者 受講料20,520円~15,336円
案内6月上旬
倉:学科8/1(水)、2(木) 会場倉:倉吉体育文化会館
クレーン運転実技教習 受講料77,760円
米:ポリテクセンター米子(随時実施)

(第1種・第2種衛生管理者、クレーン・デリック運転士(クレーン限定))

日時:平成30年10月20日(土)

場所:倉吉体育文化会館(倉吉市山根529-2)

受付:窓口(当協会、中部支部、西部支部)

9月3日(月)~5日(水)

郵送

8月20日(月)~31日(金)

東部支部だより

平成30年度講習計画について

東部支部で平成29年度に実施した特別教育や安全衛生の各種講習会等は延べ24回で受講者総数は非会員事業場の受講者も含めて約840名となりました。各事業場の皆様には、労働災害防止のための法定教育や研修、適切な労務管理のための研修等に積極的な受講をいただきありがとうございました。

平成30年度も引き続いて、延べ19回の特別教育・各種講習等を計画しております。いずれも法律に定める教育や、厚生労働省の通達に基づく安全衛生関連講習等を盛り込んでいますので、計画表をご覧ください、多くの従業員、各種管理者等の皆様に受講頂きますよう、よろしく願いいたします。

なお、平成30年度の計画表には、裏面に計画した講習会等の法令上の位置づけや、通達、目的などの概要を記載いたしましたのでご覧ください、更なる詳細が必要な場合は、当支部までお尋ねいただきますよう、重ねてお願いいたします。

加えて、各種講習会の具体的内容のご案内は、開催時期が近づきましたら、皆様のところへ送付いたします。また、概ね2月前には当協会のホームページでもご案内いたします。

おって、当面の計画を下記のとおりとしていますので、対象者の受講をよろしく願います。

記

- 新入社員安全衛生教育（職場のマナーを加えます）
（労働安全衛生法第59条第1項に基づくもの）
と き 5月24日（木）
ところ 鳥取県労働基準協会会館
対 象 新たに雇い入れられた労働者
- 安全管理者選任時研修
（労働安全衛生法第11条第1項
労働安全衛生規則第5条第1号に基づくもの）
と き 5月30日（水）・31日（木）の2日間
ところ 鳥取県労働基準協会会館
対 象 新たに安全管理者に選任される者
- 熱中症予防労働衛生教育
（厚生労働省の通達に基づくもの）
と き 6月5日（火）
ところ 鳥取県労働基準協会会館
対 象 作業管理者、及び作業従事労働者

昨年の労働災害について

毎年の労働災害発生状況は、鳥取労働局のホームページで毎月末ごとに公表されています。

昨年12月末時点の速報値を見てみました。毎年1月から12月の休業4日以上労働災害被災者数は、翌年3月末時点で確定値として公表されますので、まだ、確定値

とはなっていませんが、平成29年は平成28年に比較して、大幅な増加となっています。

公表資料で（鳥取署）の欄を見てみますと、前年比較で22%の増加となっています。また、28年は発生していなかった死亡者が昨年は死亡3名となっています。

ほとんどの業種で増加を示していますが、特に、増加が大きく目立つ、「木造家屋建築工事業」と「卸・小売業」について、鳥取労働基準監督署から詳細な数字を教えてくださいました。被災者数の増加に関する特徴的な数字がありましたので、紹介させていただきます。

木造家屋建築工事業について

被災者数が28年の3名から29年は11名に大幅に増加しています。内訳を見てみますと、例えば、墜落転落事故は28年が1名であったのに29年は6名になっています。起因物は、はしごや屋根、足場などです。経験年数では28年の3名は全員10年以上でしたが、29年は10年未満も5名となっています。なお、11名の被災者はいずれも男性でした。また被災者の年齢は、30歳代が5名、50歳代が3名、60歳代が2名などとなっています。

卸・小売業について

この業種も、被災者数が28年の14名から29年は24名と10名も増加しています。性別では、男性が9名から11名であるのに対して、女性は5名から13名に増加していました。事故の型では転倒が4名から11名と大きく増加していました。また女性が7名、男性が4名となっています。経験年数では、1年未満が1名から6名となっています。

労働災害防止のために

29年の労働災害は全業種的に増加傾向を示していますが、増加数の目立つ上記の2つの業種の数字を基に、勝手な数字の読み方、勝手な推測をしてみました。木造家屋建築工事業では、災害防止の基本中の基本である、はしごや足場などからの転落墜落が増加し、比較的高齢被災者が増加し、経験年数が短い者が増加しています。卸小売業でも、転倒が増加し、経験年数の短い者が増加しています。したがって、新入社員、特に中途採用の比較的年齢層が高い者については、雇い入れ時の安全衛生に関する教育を特にしっかりと行ない、災害防止に関して各事業場の状況に応じて特徴的に注意すべきこと（何が危険で、そのためにどうあるべきか、どのように注意するか等）を理解させることが、最近の労働力不足の状況の中では特に重要になってきているのではないかと感じました。

定期会員会議開催のご案内

（一社）鳥取県労働基準協会東部支部の平成30年度定期会員会議を以下のとおり開催します。会員事業場の皆様には多数のご出席をお願いします。（別途送付の開催案内ハガキにより出欠の回答をお願いいたします。）

- 日時 平成30年4月23日（月）午後3時から
- 場所 白兔会館（鳥取市末広温泉町556）
- その他

会議終了後、意見交換会（参加費無料）を開催

西部支部だより

平成29年度労務管理研修会を開催

平成30年2月8日(木)、米子食品会館において「労務管理研修会」を開催しました。研修会は午前と午後の二部構成で開催し、第一部は、米子労働基準監督署及び鳥取労働局の職員による講演、第二部は社会保険労務士2名による講演を行いました。

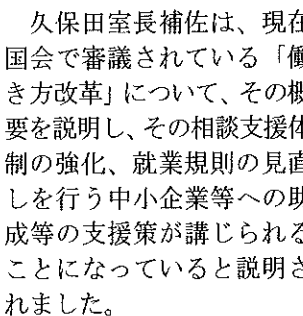
第一部では、冒頭に米子労働基準監督署の森下芳則署長による挨拶に続き、丹生伸英監督課長による労務管理に関する講演、長谷川匡男安全衛生課長による労働災害防止対策に関する講演、鳥取労働局雇用環境・均等室久保田剛室長補佐から働き方改革について講演を行いました。

丹生課長は、講演の中で現行の鳥取県最低賃金、労働条件通知書の交付、労働時間の適正な把握、時間外労働・休日労働に関する協定(36(サブロク)協定)の適切な締結などについて講演しました。その上で、労働問題がクローズアップされる昨今においては労働者側も労基法をよく知っており、企業として労使間の信頼関係構築のためには労働関係法令を遵守することが重要であり、そのためにはまず法令を知っておくことが大切であると強調されていました。



長谷川課長は、管内の労働災害発生状況、多発する転倒災害防止対策の取り組み、事業場単位での安全衛生管理体制の構築の必要性、定期健康診断の実施及びその事後措置などについて講演し、労務管理と安全衛生管理は会社運営の車の両輪であり、労務担当部署と安全衛生担当部署が緊密に連携することが必要であると強調していました。

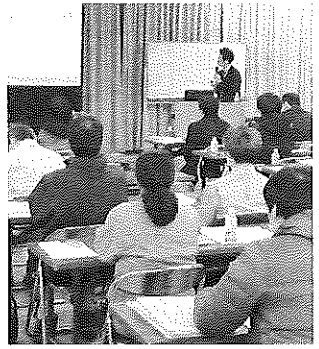
久保田室長補佐は、現在国会で審議されている「働き方改革」について、その概要を説明し、その相談支援体制の強化、就業規則の見直しを行う中小企業等への助成等の支援策が講じられることになっていると説明されました。



第二部では、中野社労士は、平成24年8月に成立した「改正労働契約法」(平成25年4月1日施行)により、平成30年4月から無期転換申込権発生を目前に控えて、無期転換の制度について具体的な例を基に、丁寧に説明をされました。

寺本社会保険労務士には、

経営者・労務管理担当者のための労務マネジメントと題して、採用、入社時(試用期間)の留意点等について、具体的な書式を示して解りやすく説明していただき、参加者からは大変参考になったとの意見を多数いただきました。



平成30年の『安全』祈願祭

西部支部では、平成30年1月24日(水)11時から米子地区建設業労働災害防止協議会(米子地区建災防)と合同で神田神社において『安全祈願祭』を行いました。

当日は、西部支部から永東支部長、松谷副支部長、河津副支部長、幹事、産業安全・労働衛生・労務管理部会の各部長並びに支部役員20名と米子地区建災防から齋木会長をはじめ役員7名が出席して、今年一年の安全を祈願しました。

西部支部会員事業場並びに米子地区建災防会員事業場の皆様の無事故・無災害、無病息災と事業のご繁栄をお祈り申し上げます。



『平成29年度第3回幹事会』を開催

西部支部では、平成30年1月24日(水)16時から王子俱樂部(米子市車尾)において、米子労働基準監督署から森下署長と長谷川安全衛生課長を迎えて『平成29年度第3回幹事会』を開催しました。

幹事会の冒頭、永東支部長の年頭の挨拶に続いて、議事に入り、事務局から平成29年度の事業実施状況と事業予算執行状況について報告し、承認をいただきました。

その後、長谷川安全衛生課長から平成29年の労働災害発生状況について説明があり幹事会を終了しました。

『定期会員会議』開催のお知らせ

当協会西部支部では、平成30年度の定期会員会議を下記のとおり開催しますので、多くの会員の皆様のご出席をお願いします。

- ・日時 4月25日(水)午後3時から
- ・場所 ANAクラウンプラザホテル米子
米子市久米町53-2



中部支部だより

ストレスチェックを活用しましょう

最近よく眠れない、何をしてもやる気が出ない、以前楽しめた趣味が楽しめない…。そんなことに心当たりはありませんか？もしかしたら、それは仕事によるストレスが原因なのかもしれません。

近年、新聞やニュースでその単語を見ない日はないというほど「うつ病」などの精神疾患が社会的に問題になっています。精神疾患は、様々な内的・外的要因が絡み合って引き起こされるものですが、仕事によるストレスも、精神疾患を引き起こす要因の一つとすることがあります。精神疾患の症状は、その種類により様々ですが、悪化した場合、罹患者が自殺に至る危険も有しており、命に関わる病気と言っても過言ではありません。過重労働などによるストレスによって精神疾患に罹り、自殺に至ったケースについては、昨今様々な媒体でも大きく取り上げられているため、ご存じの方も多いかと思えます。仕事に一生懸命であるあまり、心労を重ねて自殺に至るということは、極めて痛ましい事例であり、何をしておいても労使協力して防がなければなりません。

仕事を原因とした精神疾患の発症を防ぐため、いち早くストレスに対処するには、自分が仕事中にどの程度のストレスを感じているのか、自分自身で気づくことがとても重要です。とはいえ、ストレスという目に見えない負荷に気づくことは、なかなか簡単ではありません。そこで役に立つのが、ストレスチェックの実施です。

ストレスチェックは、労働者のみなさんが現在の勤務においてストレスを感じているかを、客観的に気づきやすくするための制度です。平成27年12月1日に法改正により実施が義務付けられてから2年が過ぎ、県中部のストレスチェック実施義務対象事業場のうち平成29年末時点で91.6%の事業場において実施されています。

ただし、ストレスチェックは、一度実施すればそれで終わり、といった性質のものではありません。健康診断のように、毎年繰り返し実施し、数値の変化を見ながら、ストレスに対する反応がどのように変わっているかを継続して確認することが必要です。

さて、労働者自身に自分のストレスについて気づいてもらうというのが、ストレスチェックが持つ第一の意義ですが、さらに、現在は努力義務として規定されている集団分析の実施により、ストレスチェック結果を事業場全体のメンタルヘルス対策に活用することもできます。例えば、ある部署のストレスチェック結果を集計したときに、他の部署に比べストレス数値の高い労働者が多ければ、その部署には何らかのストレス要因があることが推測できますが、より踏み込んで、ストレスチェックの設問から「仕事の負担感が高い」と感じている人が多いなどの結果がわかれば、その部署だけ業務量が過大になっているなどの可能性が考えられます。また、何年か分析を継続した際、ある人事異動を行った時にその部署で高ストレス者が増加したとすれば、それは部署内で人

間関係の不和が起こっているという兆候かもしれません。

以上は単純な例ですが、うまく分析を行えば、事業場内のストレス要因を見つけ、解消するのに大いに役立つでしょう（ただし、単なる犯人探しになってしまうようくれぐれも注意する必要があります）。

仕事のストレスを取り除くことは、労働者の心身の健康のためにも重要ですが、ストレスフリーの職場になり、労働者が安心して仕事に取り組むことができれば、仕事の質自体を向上させることにも繋がります。

ストレスチェック制度を活用し、働きやすい職場作りを進めてみませんか。

平成30年度 安全衛生教育・研修等のご案内

中部支部では、平成30年度の各種の安全衛生教育や研修等を下記のとおり計画しておりますので、多数の方の受講をお待ちしております。

- ①安全衛生推進者養成講習（2日間）
5月24日（木）、25日（金）
- ②巻上げ機運転業務特別教育
学科 6月6日（水）
実技 6月7日（木）
- ③安全管理者等安全担当者研修 6月22日（金）
- ④職長（安全衛生責任者）教育（2日間）
7月12日（木）、13日（金）
- ⑤リスクアセスメント担当者研修 7月25日（水）
- ⑥アーク溶接等業務特別教育（3日間）
学科 8月8日（水）、9日（木）
実技 8月9日（木）、10日（金）
- ⑦5トン未満クレーン運転業務特別教育（2日間）
学科 9月6日（木）
実技 9月7日（金）
- ⑧衛生管理者等衛生担当者研修 9月20日（木）
- ⑨自由研削と石取替え等業務特別教育 10月5日（金）
- ⑩安全管理者選任時研修（2日間）
10月25日（木）、26日（金）
- ⑪KYT（危険予知訓練）研修 11月2日（金）
- ⑫特定粉じん作業特別教育 11月22日（木）
- ⑬電気（低電圧）取扱い業務特別教育 12月6日（木）
- ⑭足場組立て等業務特別教育 12月13日（木）
- ⑮労務管理担当者研修 31年2月15日（金）
（申込み・問合せ先）
倉吉市上灘町115-1（有）河崎組3F
（一社）鳥取県労働基準協会中部支部
（Tel・Fax 兼用 0858-22-9054）

「定期会員会議」開催のご案内

中部支部では、平成30年度の定期会員会議を下記のとおり開催しますので、多くの会員の皆様のご出席をお願いします。（別途送付の開催案内により、出欠のご回答をお願いします。）

○日 時 4月20日（金） 午後3時30分から

○場 所 倉吉シティホテル（倉吉市山根543-7）